様式第8号（第8条関係）

第　　　　　号

年　　月　　日

斐川企業化支援貸工場利用承認取消等通知書

　　　　　　　　　　様

出雲市長　　　　　　　　　　　印

　　　　年　　月　　日付け　第　号で利用の承認をした斐川企業化支援貸工場については、出雲市斐川企業化支援貸工場の設置及び管理に関する条例第8条及び出雲市斐川企業化支援貸工場の設置及び管理に関する条例施行規則第8条の規定に基づき、下記のとおり（利用の承認を取消・利用条件を変更・利用を中止）します。

記

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 利　用　承認内容 | 利用施設名 | |  | | |
| 利用期間 | | 年　　月　　日～　　　　　年　　月　　日 | | |
| 利　用　者 | 事業所名 |  | | |
| 代表者名 |  | 業種 |  |
| 住所 | 電話 | | |
| 利用承認取消・  利用条件の変更・  利用を中止・  の内容及び理由 | | |  | | |
| 明渡し期限  （承認取消の場合） | | | 年　　月　　日までに利用施設を明け渡すこと | | |

〔教示〕

１ この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、出雲市長に対して審査請求をすることができます。

２ この処分については、上記１の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、出雲市を被告として（訴訟において出雲市を代表する者は出雲市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３ ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。